

保護者の皆様

学習用タブレット端末とその付属品の 破損・故障等の対応についてのお願い

那覇市教育委員会は一人一台の学習用タブレット端末を整備し、児童生徒の多様な学習場面で積極的に活用を進めております。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障などが発生するリスクも想定されます。

学習活動(家庭学習も含む)における破損・故障の場合、基本的には弁償などの負担を求めることはありませんが、故意による破損や、通常の使用状況を逸脱しての故障などの場合、ご家庭等に弁償を求めることもありますので、下記のとおりご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

なお、付属品とは、持ち帰り用カバンやモバイル Wi-Fi ルーター、その他学校長が指定する物品等を指します。

1. 弁償対象となる場合(ご家庭等で負担いただく場合)

- (1) 故意に破損、故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- (2) 紛失した場合(警察への遺失届出が必要です)
- (3) 児童生徒以外の者又はペット等が破損、故障させた場合
- (4) 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損、故障させた場合 (学校の指示を逸脱した端末を投げるなどの乱暴な行為、雨天時に屋外で利用したなど)
- (5) 改造、汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- (6) 上記(1)～(5)以外で、学習活動から著しく逸脱した理由による破損、故障等

(持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど)

2. 弁償対象とならない場合(ご家庭等の負担とならない場合) (1) 児童生徒が学習活

動(家庭学習も含む)又はそれに付随する活動の中で過失により破損、故障させてしまった場合

(学習中に誤って机上から落としてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損、故障させてしまったなど)

(2)盗難された場合(警察への被害届の届け出が必要です)

3. 弁償対象となる場合の対応

(1)端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って現物での弁償をお願いします。

(2)破損・故障等発生時の状況と弁償について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力をお願いします。

4. ご家庭等での利用時の注意点について

(1)持ち帰りの際は、端末を持ち帰り用カバンに入れ、更にランドセル等に収納し、水濡れや外からの衝撃に注意して運ぶなど配慮をお願いします。(2)紛失や盗難を防ぐために、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。

(3)身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。(端末と同じ机の上に飲み物を置かないなど)

令和5年5月 那覇市教育委員会